

改正案	現 行
<p>【本編】</p> <p>Ⅲ 銀行の検査・監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>Ⅲ－４ 銀行法等に係る事務処理</p> <p>Ⅲ－４－２ 法第 10 条第 2 項の業務の取扱い</p> <p>Ⅲ－４－２－２ 「その他の付随業務」等の取扱い</p> <p>銀行が法第 10 条第 2 項の業務（同項各号に掲げる業務を除く。以下「その他の付随業務」という。）等を行う際には、以下の観点から十分な対応を検証し、態勢整備を図っているか。</p> <p>（１）<u>銀行が行う以下の業務については「その他の付随業務」に該当する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>取引先企業に対して行う人材紹介業務、オペレーティングリース（不動産を対象とするものを除く。）の媒介業務、M &amp; A に関する業務、事務受託業務（取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化の観点から、固有業務と切り離してこれらの業務を行う場合も含む。）</u></li> </ul> <p>（注）<u>人材紹介業務については、職業安定法に基づく許可が必要であることに留意すること。また、その実施に当たっては、取引上の優越的地位を不当に利用することがないよう留意すること。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>個人（事業を行う場合におけるものを除く。）に対して行う財産形成に関する相談に応ずる業務</u></li> <li>・ <u>銀行の子会社又は銀行持株会社の子会社が行う他の事業者の役職員に対する教育・研修業務、経営相談等業務、金融</u></li> </ul>	<p>【本編】</p> <p>Ⅲ 銀行の検査・監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>Ⅲ－４ 銀行法等に係る事務処理</p> <p>Ⅲ－４－２ 法第 10 条第 2 項の業務の取扱い</p> <p>Ⅲ－４－２－２ 「その他の付随業務」等の取扱い</p> <p>銀行が法第 10 条第 2 項の業務（同項各号に掲げる業務を除く。以下「その他の付随業務」という。）等を行う際には、以下の観点から十分な対応を検証し、態勢整備を図っているか。</p> <p>（１）<u>銀行が、取引先企業に対して行う人材紹介業務、オペレーティングリース（不動産を対象とするものを除く。）の媒介業務、M &amp; A に関する業務、事務受託業務については、取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化の観点から、固有業務と切り離してこれらの業務を行う場合も「その他の付随業務」に該当する。</u></p> <p><u>また、個人（事業を行う場合におけるものを除く。）に対して行う財産形成に関する相談に応ずる業務も「その他の付随業務」に含まれる。</u></p> <p>（注）<u>人材紹介業務については、職業安定法に基づく許可が必要であることに留意すること。また、その実施に当たっては、取引上の優越的地位を不当に利用することがないよう留意すること。</u></p>

改正案	現 行
<p><u>等に関する調査・研究業務及び個人（事業を行う場合におけるものを除く。）に対して行う財産形成に関する相談に応ずる業務に関する代理・媒介業務</u></p> <p>上記業務の実施に当たっては、顧客保護や法令等遵守の観点から、以下の点について態勢整備が図られている必要があることに留意すること。</p> <p>①～③ [略]</p> <p>(2)～(4) [略]</p> <p>IV 銀行代理業等</p> <p>IV-1 銀行代理業</p> <p>IV-1-5 所属銀行</p> <p>IV-1-5-2 主な着眼点</p> <p>IV-1-5-2-2 所属銀行による銀行代理業者の業務の適切性等を確保するための措置（法第52条の58、施行規則第34条の63）</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 銀行代理業者に対する必要かつ適切な監督等を行うための措置（施行規則第34条の63第1項第2号）</p> <p>① 施行規則第34条の63第1項第2号に基づく監督等が適切に実施され、その実施状況についてモニタリングが行われているか。</p> <p>② 上記モニタリングの結果等について、行内の責任ある部署</p>	<p>なお、実施に当たっては、顧客保護や法令等遵守の観点から、以下の点について態勢整備が図られている必要があることに留意すること。</p> <p>①～③ [略]</p> <p>(2)～(4) [略]</p> <p>IV 銀行代理業等</p> <p>IV-1 銀行代理業</p> <p>IV-1-5 所属銀行</p> <p>IV-1-5-2 主な着眼点</p> <p>IV-1-5-2-2 所属銀行による銀行代理業者の業務の適切性等を確保するための措置（法第52条の58、施行規則第34条の63）</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 銀行代理業者に対する必要かつ適切な監督等を行うための措置（施行規則第34条の63第1項第2号）</p> <p>① 施行規則第34条の63第1項第2号に基づく監督等が適切に実施され、その実施状況についてモニタリングが行われているか。</p> <p>② 上記モニタリングの結果等について、行内の責任ある部署</p>

改 正 案	現 行
<p>において検証が行われ、必要に応じて経営陣に報告が行われ、銀行の適切な業務指導や銀行代理業者の適切な業務運営に反映させるなどの態勢整備が図られているか。</p> <p><u>(注) なお、所属銀行及び銀行代理業者（銀行である場合に限る）が同一の銀行持株会社グループに属する場合において、当該銀行持株会社が法第 52 条の 21 第 1 項に基づき行う当該グループの経営管理の内容として、当該銀行代理業者の適切な業務運営が確保される必要があることに留意すること。</u></p> <p>(5) ~ (9) [略]</p>	<p>において検証が行われ、必要に応じて経営陣に報告が行われ、銀行の適切な業務指導や銀行代理業者の適切な業務運営に反映させるなどの態勢整備が図られているか。</p> <p>(新設)</p> <p>(5) ~ (9) [略]</p>